

## ○工場等立地奨励金(いわき市)

いわき市内に工場等を新設または増設する事業者の方を対象に、下表の要件で奨励金を交付します。

(平成 29 年 4 月 1 日)

区分	対象企業	立地地域	投資額※ <sup>2</sup>	用地面積	延床面積	従業員数※ <sup>3</sup> (常時雇用)	対象経費	交付率	限度額
新・増設	①製造業 ②旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種※ <sup>1</sup>	市内全域	120 億円以上	—	—	10 人以上	建物・設備	—	5億円
			5,000 万円以上(大企業 1 億円以上)			60 人以上		5%	
						3 人以上		1億円	
特定新設	②旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種※ <sup>1</sup>	四倉中核工業団地	1 億円以上 (土地代は除く。)	1,000 m <sup>2</sup> 以上	300 m <sup>2</sup> 以上	3 人以上	土地・建物・設備	土地 30% 建物設備 10%	5億円
		工業専用地域			600 m <sup>2</sup> 以上	10 人以上		10%	
		工業地域 準工業地域			300 m <sup>2</sup> 以上	3 人以上			1億円
雇用	上記の奨励金に該当する場合で、正規従業員数(※ <sup>4</sup> )が5人以上 (平成 31 年 3 月 31 日まで)						1 人につき 60 万円	1 億円	

※1 「旧企業立地促進法に基づき国から同意を受けた基本計画の指定集積業種」とは、企業立地法の一部を改正する法律によりなお効力を有するとされた同法による改正前の企業立地法に基づき国から同意を受けた基本計画における指定集積業種であり、輸送用機械、電子情報技術、化学・医療、再エネ、食品等地域資源活用型関連産業に位置づけている製造業、情報サービス業及び学術・開発研究機関をいう。

※2 「投資額」とは、地方税法 341 条に規定する家屋(住居用に供する部分を除く)及び償却資産のことであり、土地代は含まない。

※3 「従業員」とは、雇用保険対象者をさし、工場等の新增設に伴い創出された雇用者で市外からの転勤者を含む。ただし、市内事業所等からの転勤は除くこととし、社長などの経営者(非社員)はこれに含まないものとする。「従業員数」は、「工場等における従業員の数」から、「操業の開始の日の1年前の日における当該工場等における従業員の数」と、「操業の開始の日の1年前の日後に事業者の市内の他の事業所から引き続き当該工場等に勤務することとなった従業員の数」を減じた数とする。

「常時雇用」とは、従業員数の要件について、操業開始日から1年経過後まで常時維持することをいう。

※4 「正規従業員」とは、従業員のうち雇用期間の定めのない労働契約を締結して雇用される者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。)とする。

(特定新設の対象)…平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの間に用地取得(賃貸借)をし、かつ用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始(※<sup>5</sup>)すること。

(雇用奨励金の対象)…新・増設奨励金の場合:平成 31 年 3 月 31 日までに操業を開始すること。

特定新設奨励金の場合:平成 31 年 3 月 31 日までに用地取得(賃貸借)し、かつ用地取得(賃貸借)した日から3年以内(規則で定める場合は5年以内)に操業を開始すること。

※5「操業開始」とは、所得税法施行令又は法人税法施行令の規定により減価償却資産(直接製造業又は※1の事業の用に供する有形固定資産に限る。)の償却を開始した日とする。

### 奨励金申請から交付まで

1. 操業開始の日から 90 日以内に申請書を提出します。
2. 奨励金申請に係る操業日から1年経過後、交付決定に係る「審査書類」を提出し、従業員の増加要件が常時維持されているかの確認や、現地調査による対象資産の確認等を行い、交付の可否を決定します。
3. 交付決定後、奨励金の額に応じて、複数年度に分割して支払われます。  
交付年数…1億円以下⇒2年間、～2億円以下⇒3年間、～3億円以下⇒4年間、3億円超⇒5年間